登記基準点測量作業規程運用基準別表（新旧対照表）

|  |  |
| --- | --- |
| 改定案 | 現　行 |
| 別表第１　～　別表第６　（略）別表第７　登記基準点測量における観測及び測定方法等（運用基準第10条第2項）　登記基準点測量における観測及び測定方法　1.　（略） 　2.　ＧＮＳＳ観測方法は、次表を標準とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 観測方法 | 観測時間 | データ取得間隔 | 摘　要 |
| スタティック法 | 120分以上 | 30秒以下 | １～３級登記基準点測量（10km以上） |
| 60分以上 | 30秒以下 | １～３級登記基準点測量(10km未満)４級登記基準点測量 |
| 短縮スタティック法※１ | 20分以上 | 15秒以下 | ３～４級登記基準点測量 |
| キネマティック法 | 10秒以上 ※２ | ５秒以下 | ３～４級登記基準点測量 |
| ＲＴＫ法 ※４ | 10秒以上 ※３ | １秒 | ３～４級登記基準点測量 |
| ネットワーク型ＲＴＫ法 ※４ | 10秒以上 ※３ | １秒 | ３～４級登記基準点測量 |
| 備　考 | ※１ 電子基準点のみを既知点とする場合には適用しないものとする。※２ １０エポック以上のデータが取得できる時間とする。※３ ＦＩＸ解を得てから１０エポック以上のデータが取得できる時間とする。※４ 後処理で解析を行う場合も含めるものとする。 |

以下略別表第８　～　別表第15　（略） | 別表第１　～　別表第６　（略）別表第７　登記基準点測量における観測及び測定方法等（運用基準第10条第2項）　登記基準点測量における観測及び測定方法　1.　（略） 　2.　ＧＮＳＳ観測方法は、次表を標準とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 観測方法 | 観測時間 | データ取得間隔 | 摘　要 |
| スタティック法 | 120分以上 | 30秒以下 | １～３級登記基準点測量（10km以上） |
| 60分以上 | 30秒以下 | １～３級登記基準点測量(10km未満)４級登記基準点測量 |
| 短縮スタティック法 | 20分以上 | 15秒以下 | ３～４級登記基準点測量 |
| キネマティック法 | 10秒以上※１ | ５秒以下 | ３～４級登記基準点測量 |
| ＲＴＫ法 ※３ | 10秒以上※２ | １秒 | ３～４級登記基準点測量 |
| ネットワーク型ＲＴＫ法 ※３ | 10秒以上※２ | １秒 | ３～４級登記基準点測量 |
| 備　考 | （新設）※１ １０エポック以上のデータが取得できる時間とする。※２ ＦＩＸ解を得てから１０エポック以上のデータが取得できる時間とする。※３ 後処理で解析を行う場合も含めるものとする。 |

以下略別表第８　～　別表第15　（略） |